

○世羅町広告掲載手続き等に関する要綱

平成18年 8 月 1 日 告示第183号

改正

平成19年 3 月 30日 告示第96号

平成19年11月22日 告示第239号

平成20年 4 月 11日 告示第114号

平成21年 3 月 30日 告示第71号

世羅町広告掲載手続き等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報及び印刷物

イ 町のホームページ

ウ 町の公有自動車

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの
- (9) 広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号）において規制されているもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

（広告媒体の種類）

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれ別途定める。

（広告の規格等）

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管課長が別途定める。

（広告募集方法等）

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管課において調製し、町長が定める。

（審査機関）

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、世羅町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は副町長を、委員は総務課長、財政課長、企画情報課長、学校教育課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第9条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた

場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第96号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月22日告示第239号)

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月11日告示第114号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第71号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。